鹿屋市部活動地域移行推進協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 学校と地域が協働・融合し、持続可能なスポーツ及び文化の活動のための環境整備を進め、生徒にとって望ましい持続可能な部活動及び教職員の負担軽減の両立に向けた部活動の地域移行の在り方を検討するため、鹿屋市部活動地域移行推進協議会(以下「協議会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 協議会は、部活動の段階的な地域移行に関することのほか鹿屋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めることについて協議検討し、教育委員会に意見等を述べるものとする。

(参加者)

- 第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。
 - (1) 学校を代表する者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 関係する市長部局の職員及び教育委員会事務局の職員
 - (4) その他教育委員会が必要と認める者

(運営)

- 第4条 協議会の参加者は、その互選により協議会を進行する座長を定めるものとする。
- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しく は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 協議会の開催期間は、1年間を目途とする。

(守秘義務)

第6条 協議会の参加者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を 退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。